

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年11月10日付けの通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張する。

期末一時扶助が生活扶助に入っている。生活扶助の数字は合算されていて、細部加算が分からない。口座定例とは何か。

令和5年10月からの保護費金額の計算方法がなぜ同年2月からの保護費金額の計算から適用されているのか。

収入認定額について、最初に、障害年金は収入に当たらないから控除の対象にはならないと聞いたのに、満額引かれている。障害年金は、次官通知第8・3・(3)・オ、ケ、コに該当されるべきものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 0 月 3 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	請求人から主張書面を収受 審議（第 9 5 回第 2 部会）
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 期末一時扶助

保護基準は、別表第 1 ・第 1 章・1 ・(2) ・アにおいて、基準生活費は世帯を単位として算定する旨及び 1 2 月は算定した額に期末一時扶助費の表に定める額を加えた額を保護費とする旨を定める。同表により定められた 1 級地－1（請求人が居住する〇〇市はこれに含まれる。）の 1 人世帯の期末一時扶助費は、1 4, 1 6 0 円である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、期末一時扶助費は 1 2 月の基準生活費に加えるとされているところ（1 ・(3)）、処分庁は、請求人の 1 2 月の基準生活費に期末一時扶助費を計上したこと（本件処分）が認められる。

計上された期末一時扶助費については、本件処分に係る通知書に、保護変更の理由が「・期末一時扶助認定」と記載されているほか、括弧書きされた普通月の扶助額により、普通月と異なるのが生活扶助費（12月の生活扶助費が111,540円、普通月の生活扶助費97,380円）のみで、期末一時扶助の計上額が生活扶助費に含まれ、その額は、生活扶助費の12月分と普通月との差額から14,160円（＝111,540円－97,380円）であることが分かる。同額は、保護基準により請求人に適用される1級地－1の額（1・(3)）に一致する。

本件処分においては、期末一時扶助費以外の保護費について変更はなされていない。また、本件処分に違算は認められない。

以上から、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、生活扶助の数字が合算されていてその内訳が分からない旨を主張するが、本件処分に係る通知書には、本件処分の理由、本件処分の扶助費及び普通月の扶助費が生活扶助、住宅扶助の項目に分けて記載されており、この点に係る請求人の主張を、本件処分の取消理由とすることはできない。

また、令和5年10月からの保護費金額の計算方法及び収入認定額に係る主張については、これらの事項に関して本件処分において変更があったとは認められないから、本件処分の取消理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己